

令和5年度 水戸市経営所得安定対策 のあらまし



継続して主食用米の作付転換が必要です！

令和4年度の需要に応じた米の生産につきましては、主食用米から非主食用米等へのさらなる転換をお願いさせていただきました。

結果、全国的に約5.2万haの転換が進み、茨城県では生産数量目標に相当する数値の作付転換を達成することができました。

市内における主食用米につきましては、前年比107ha減と大幅な転換が進みましたが、令和5年産米の生産数量目標に相当する数値に対して、主食用水稲作付面積の約8%に相当する211haの過剰作付けにあります。

令和5年度は、昨年度と同程度以上の作付転換が必要です。加えて一時的な作付転換とならないよう、転換作物の定着を図る必要があり、**麦・大豆、野菜、飼料用米の多収品種等の定着性のある作物への転換が重要**となります。

農業経営者の皆様におかれましては、経営規模にかかわらず、令和5年度の営農計画において、主食用米から非主食用米、さらには定着性のある作物への転換をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。



- 国の米政策の見直しにより、平成30年産から行政による生産数量目標の配分がなくなり、農業者（産地）が主体的に需要に応じた生産・販売を行うこととなりました。
- 国からは引き続き、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援措置が講じられます。

米価は産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されており、農業者（産地）が市場動向や自らの販売実績等を踏まえ、どの作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づいて主体的に取り組むことが重要です。

国や農業再生協議会が様々な取組でしっかりお支えします！！



たとえば・・・

- 中食・外食等の最終実需者との事前契約による安定取引
- 輸出や米粉など、新たな需要の開拓に向けた取組
- 野菜等の高収益作物、飼料用トウモロコシ等への転換
- 飼料用米等の戦略作物の本作化

それぞれが需要に応じた生産・販売を行わないと、在庫を抱え、結果的に米価が低迷することになります。



経営判断のための国からの情報提供や支援措置

きめ細かい情報提供

- ✓ 全国の需給見通し（令和5年産生産量 669万t(前年比 -6万t)）
- ✓ 各県、各地域ごとの作付動向の中間公表、マンスリーレポート
- ✓ 各産地への情報提供・意見交換

生産コスト低減

- ✓ 多収品種や省力栽培技術の導入
- ✓ 農業競争力強化支援法に基づく生産資材価格の引下げ
- ✓ 農地中間管理機構による担い手への農地集積や農地の大区画化

水田フル活用に向けた支援

- ✓ 水田活用の直接支払交付金【令和5年度概算決定 3,460億円】
- ✓ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネット

米の需要拡大

- ✓ 中食・外食等最終実需者との安定取引の推進（マッチングフェア）
- ✓ コメ海外市場拡大戦略プロジェクトによる輸出拡大
- ✓ ノングルテン表示、用途別基準設定により、米粉の利用を促進

米価の安定のためには、引き続き需要に応じた米生産が必要であることから、国からの米穀の需給見通し等の情報を各生産者に提供するとともに、茨城県が定めた「平成30年産以降の需要に応じた生産に係る基本方針」に基づき、生産者別の生産数量目標に相当する数値等を提示することで、水田農業の所得向上と経営安定を図ってまいります。

水戸市における令和5年産米の 生産数量目標に相当する数値等について

- ① 生産数量目標に相当する数値 13,808 t
- ② 基準単収 540kg / 10a
- ③ 生産数量目標に相当する数値の面積配分率

既水田、陸田の面積に下記の配分率を乗じて、生産数量目標に相当する数値の面積換算値を算出します。

既 水 田	陸 田
63.0%(37.0%)	50.5%(49.5%)

※ () 内は、作らない水田の割合

- 上記の配分率による計算の結果、配分面積が1,000㎡未満となる場合は、配分面積を1,000㎡に補正します。

- ④ 畦畔率について

最新の統計値に基づき、下記のとおり設定します。

令和4年	令和5年
1.2%	1.2%



※令和4年からの変更点を赤字で記載しています。

1. 水田活用の直接支払交付金

交付対象者

販売目的で生産する販売農家・集落営農
 ※ 水田活用の直接支払交付金を申請された方は、原則
 12月20日までに出荷・販売伝票等の提出が必要

対象作物

水田で生産する麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、米粉用米、飼料用米と県・地域等が指定する地域特産物

① 戦略作物助成※1

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a※3
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米※4、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

※1 基幹作のみ ※2 飼料用とうもろこしを含む

※3 多年生牧草は、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援 ※4 飼料用米のふるい下米は助成対象外

飼料用米の一般品種は、令和6年産から8年産にかけて段階的に単価が引き下げられ、令和8年産は収量に応じ55,000円～75,000円/10aとなる予定です。多収品種は従来どおりの単価の予定です。令和6年産の種子ご購入の際はご注意ください。

② 産地交付金(国)

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	複数年契約(令和2・3年からの継続分)	支援は終了
そば、なたね、 輸出用米	作付の取組(基幹作のみ)	20,000円/10a
輸出用米	複数年契約(令和4年からの継続分・ 令和5年からの新規契約分)	10,000円/10a

県・市の産地交付金については別紙の助成メニュー一覧表をご覧ください。

③ 水田活用の直接支払交付金の対象外となる水田

- 令和4年から8年の5年間に、一度も水稲作付が行われていない農地は、令和9年以降は交付金対象水田から除外されます(基盤整備や災害復旧事業が実施されており、事業完了後に確実に水稲作付を行う農地は除外されません)。
- ※ 湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下がない場合、水稲作付が行われているとみなされます。

※ 飼料用米の出荷方法について

① 出荷方法による助成額の算定方法

出荷方法によって助成額の算定方法が変わります。ご注意ください。

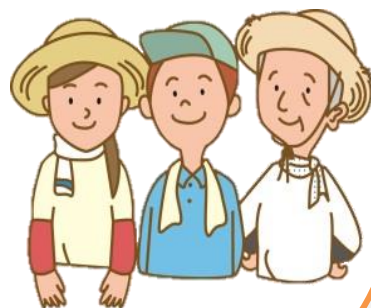
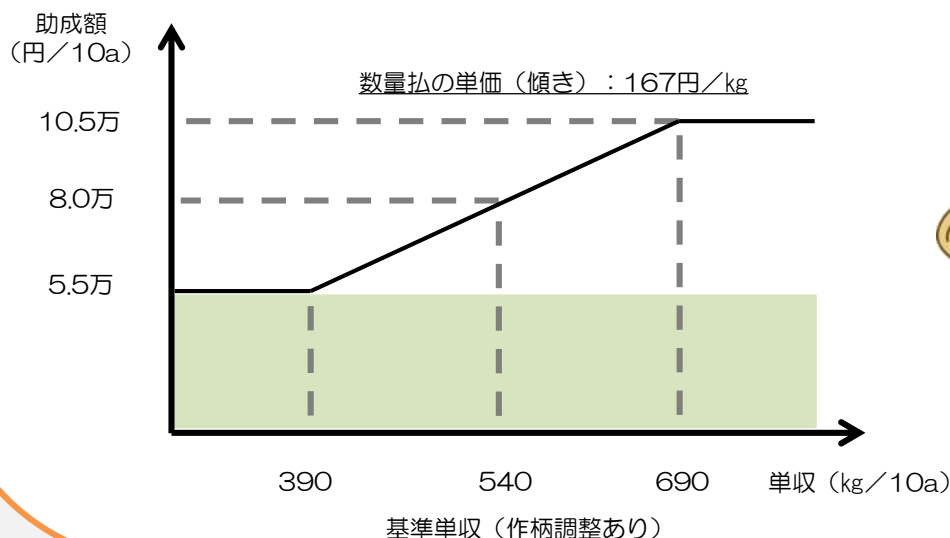
ア 一括管理（袋数出荷）

- あらかじめ定められた出荷事前契約数量（袋数）を出荷する方法です。
- 出荷事前契約数量（袋数）は、10ページ掲載の「飼料用米、輸出用米等換算表」をご確認ください。
- 契約数量を出荷していただくことにより、助成額は約80,000円/10aになります。交付単価は、当年秋の作柄で基準単収が調整され、決定されます（作柄調整）。

イ 区分管理（ほ場特定）

- 出荷事前契約時に特定したほ場から収穫された全量を出荷する方法です。
- ほ場の特定は、畦畔等で区分されたほ場1枚すべてを特定することになり、一部分のみを特定することはできません。
- 主食用米として作付する品種と同一品種については、生産段階で主食用米の生産と差異をつけない限り、取り組むことができません。
- ふるい下米も含めて全量出荷していただきます。
- 農産物検査機関等による数量確認が必要です。
- 出荷数量に応じて、数量払いが適用されます（55,000円～105,000円/10a）。交付単価は、当年秋の作柄で基準単収が調整され、決定されます（作柄調整）。

<数量払いの交付単価のイメージ>



② 飼料用米の取組における注意点について

- ア 購入した資材の伝票や作業日誌（栽培記録管理表）といった書類の提出を求める場合がありますので、保管をお願いいたします。
（必要な書類については、別紙の助成メニュー一覧表をご覧ください。）
- イ 契約の締め切りはおおむね5月末となっていますので、ご注意ください。
- ウ 低品位の米を寄せ集めて、飼料用米や加工用米として出荷することはできません。

2. 米・畑作物収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

交付対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者

対象作物

主食用米、麦、大豆、てん菜、
でん粉原料用ばれいしょ
※ビール用麦等、黒大豆、種子用は対象外

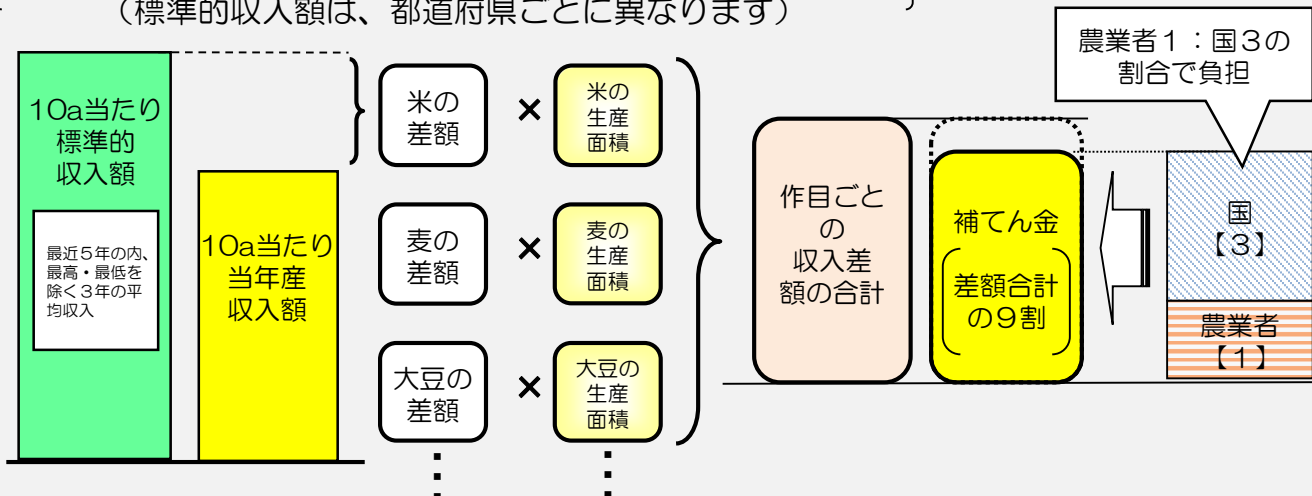
主食用米の事前契約等の要件化

- 主食用米は、6月末までに集出荷業者と出荷契約を結んだもの等が対象です。
- 併せて、6月末までに「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

注意事項

- 当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- 令和5年産の交付金は、生産年翌年の5月下旬～6月頃に支払います。
- 積立金は、掛け捨てではありません。
- 補てん金の交付申請の際には、農産物検査結果通知書の写し等が必要になりますので、保管をお願いします。

補てん金は、作目別標準的収入額をもとに算定されます。
（標準的収入額は、都道府県ごとに異なります）



3. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

交付対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者

対象作物

麦、大豆、そば、なたね、てん菜、
でん粉原料用ばれいしょ
※ビール用麦等、黒大豆、種子用は対象外

面積払（営農継続支払）

当年産の作付面積に応じて、先払い
交付

20,000円／10a
(そば 13,000円／10a)

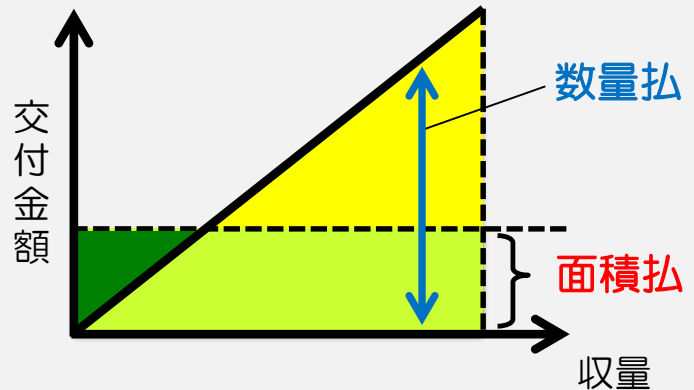
数量払

生産量と品質に応じて交付

※ 令和5年産から交付単価は、消費税の
免税事業者向け単価と課税事業者向け
単価に分かれます。

※ 免税事業者向け単価の適用には確定申
告書等の提出が必要です。

＜交付の仕組み＞



4. 捨てづくりの防止について

交付対象となる作物は、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付けや肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には交付金は交付されません。十分な収量に満たない場合には理由書の提出が必要となり、自然災害等の合理的な理由がある場合を除き、交付金は交付されません。また、既に交付済みの場合は、返還となります。
- ② 以下のような場合は、理由書の提出が必要となります。
 - ・ 加工用米、輸出用米
当年産の出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - ・ 飼料用米、米粉用米
単収が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - ・ WCS用稲、飼料作物、その他の作物
近隣ほ場の生育状況等と比較して十分な収量が得られない
 - ・ ゲタ対策の面積払の交付金
単収が基準単収の1/2に満たない

4 水戸市の単独助成制度について（予定）

1. 水戸市水田農業構造改革対策事業

交付対象者

- 販売農家及び集落営農
- ※ 「② 生産組織への助成」は、集落営農のみが対象となります。

交付単価（予定）

※ 交付単価の正式な決定は、3月下旬となります。

① 戦略作物への助成 （10aあたり）

作物		金額
麦・大豆	1作	5,000円
	2作	4,000円

② 生産組織への助成 （10aあたり）

作物		金額
麦・大豆	1作	16,000円
	2作	24,000円
飼料用米・WCS用稲		4,000円

交付要件

- 交付対象水田は、当協議会の水田台帳に登録されている田のみとなります。



① 農地の貸し借り、異動について

水田台帳に登録されている農地の異動を行う場合は、利用権の設定（窓口：農政課）、農地法による権利移転（窓口：農業委員会事務局）、農地中間管理事業による農地の貸し借り（窓口：水戸市農業公社）といった、正規の手続きが必要となります。

- ※ 申請から承認までに1ヵ月～3ヵ月程度の期間を要しますので、お早めの手続きをお願いいたします。
- ※ 2月末に発送した営農計画書には、1月時点の台帳情報に基づく農地が印字されています。

② 判定基準日

令和5年5月31日（水）を農地異動の判定基準日とし、それ以降は水田台帳上の農地の異動や、生産数量目標に相当する数値の配分の変更等はできなくなりますのでご注意ください。

営農計画書等の提出について

提出期限	令和5年3月31日（金）
提出先	JA水戸 上中妻センター、那珂川購買センター 酒門センター、常澄センター 水戸市 農政課振興係（本庁舎）、農産振興課（内原庁舎） いばらき広域農業共済組合 ※ 土曜日・日曜日、祝日を除く
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻共済に加入する場合、制度上、上記期間までに計画書を提出していただく必要があります。

計画書の内容は、令和5年6月中旬まで変更が可能です。
提出後に変更をご希望の際は、市農政課までご相談ください。

飼料用米、輸出用米等換算表

令和5年産

袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積
1 袋	55㎡	41 袋	2,277㎡	81 袋	4,500㎡	121 袋	6,722㎡	161 袋	8,944㎡
2 袋	111㎡	42 袋	2,333㎡	82 袋	4,555㎡	122 袋	6,777㎡	162 袋	9,000㎡
3 袋	166㎡	43 袋	2,388㎡	83 袋	4,611㎡	123 袋	6,833㎡	163 袋	9,055㎡
4 袋	222㎡	44 袋	2,444㎡	84 袋	4,666㎡	124 袋	6,888㎡	164 袋	9,111㎡
5 袋	277㎡	45 袋	2,500㎡	85 袋	4,722㎡	125 袋	6,944㎡	165 袋	9,166㎡
6 袋	333㎡	46 袋	2,555㎡	86 袋	4,777㎡	126 袋	7,000㎡	166 袋	9,222㎡
7 袋	388㎡	47 袋	2,611㎡	87 袋	4,833㎡	127 袋	7,055㎡	167 袋	9,277㎡
8 袋	444㎡	48 袋	2,666㎡	88 袋	4,888㎡	128 袋	7,111㎡	168 袋	9,333㎡
9 袋	500㎡	49 袋	2,722㎡	89 袋	4,944㎡	129 袋	7,166㎡	169 袋	9,388㎡
10 袋	555㎡	50 袋	2,777㎡	90 袋	5,000㎡	130 袋	7,222㎡	170 袋	9,444㎡
11 袋	611㎡	51 袋	2,833㎡	91 袋	5,055㎡	131 袋	7,277㎡	171 袋	9,500㎡
12 袋	666㎡	52 袋	2,888㎡	92 袋	5,111㎡	132 袋	7,333㎡	172 袋	9,555㎡
13 袋	722㎡	53 袋	2,944㎡	93 袋	5,166㎡	133 袋	7,388㎡	173 袋	9,611㎡
14 袋	777㎡	54 袋	3,000㎡	94 袋	5,222㎡	134 袋	7,444㎡	174 袋	9,666㎡
15 袋	833㎡	55 袋	3,055㎡	95 袋	5,277㎡	135 袋	7,500㎡	175 袋	9,722㎡
16 袋	888㎡	56 袋	3,111㎡	96 袋	5,333㎡	136 袋	7,555㎡	176 袋	9,777㎡
17 袋	944㎡	57 袋	3,166㎡	97 袋	5,388㎡	137 袋	7,611㎡	177 袋	9,833㎡
18 袋	1,000㎡	58 袋	3,222㎡	98 袋	5,444㎡	138 袋	7,666㎡	178 袋	9,888㎡
19 袋	1,055㎡	59 袋	3,277㎡	99 袋	5,500㎡	139 袋	7,722㎡	179 袋	9,944㎡
20 袋	1,111㎡	60 袋	3,333㎡	100 袋	5,555㎡	140 袋	7,777㎡	180 袋	10,000㎡
21 袋	1,166㎡	61 袋	3,388㎡	101 袋	5,611㎡	141 袋	7,833㎡	181 袋	10,055㎡
22 袋	1,222㎡	62 袋	3,444㎡	102 袋	5,666㎡	142 袋	7,888㎡	182 袋	10,111㎡
23 袋	1,277㎡	63 袋	3,500㎡	103 袋	5,722㎡	143 袋	7,944㎡	183 袋	10,166㎡
24 袋	1,333㎡	64 袋	3,555㎡	104 袋	5,777㎡	144 袋	8,000㎡	184 袋	10,222㎡
25 袋	1,388㎡	65 袋	3,611㎡	105 袋	5,833㎡	145 袋	8,055㎡	185 袋	10,277㎡
26 袋	1,444㎡	66 袋	3,666㎡	106 袋	5,888㎡	146 袋	8,111㎡	186 袋	10,333㎡
27 袋	1,500㎡	67 袋	3,722㎡	107 袋	5,944㎡	147 袋	8,166㎡	187 袋	10,388㎡
28 袋	1,555㎡	68 袋	3,777㎡	108 袋	6,000㎡	148 袋	8,222㎡	188 袋	10,444㎡
29 袋	1,611㎡	69 袋	3,833㎡	109 袋	6,055㎡	149 袋	8,277㎡	189 袋	10,500㎡
30 袋	1,666㎡	70 袋	3,888㎡	110 袋	6,111㎡	150 袋	8,333㎡	190 袋	10,555㎡
31 袋	1,722㎡	71 袋	3,944㎡	111 袋	6,166㎡	151 袋	8,388㎡	191 袋	10,611㎡
32 袋	1,777㎡	72 袋	4,000㎡	112 袋	6,222㎡	152 袋	8,444㎡	192 袋	10,666㎡
33 袋	1,833㎡	73 袋	4,055㎡	113 袋	6,277㎡	153 袋	8,500㎡	193 袋	10,722㎡
34 袋	1,888㎡	74 袋	4,111㎡	114 袋	6,333㎡	154 袋	8,555㎡	194 袋	10,777㎡
35 袋	1,944㎡	75 袋	4,166㎡	115 袋	6,388㎡	155 袋	8,611㎡	195 袋	10,833㎡
36 袋	2,000㎡	76 袋	4,222㎡	116 袋	6,444㎡	156 袋	8,666㎡	196 袋	10,888㎡
37 袋	2,055㎡	77 袋	4,277㎡	117 袋	6,500㎡	157 袋	8,722㎡	197 袋	10,944㎡
38 袋	2,111㎡	78 袋	4,333㎡	118 袋	6,555㎡	158 袋	8,777㎡	198 袋	11,000㎡
39 袋	2,166㎡	79 袋	4,388㎡	119 袋	6,611㎡	159 袋	8,833㎡	199 袋	11,055㎡
40 袋	2,222㎡	80 袋	4,444㎡	120 袋	6,666㎡	160 袋	8,888㎡	200 袋	11,111㎡

水田農業に関するお問合せ先

一般的な事務取扱について

関東農政局	茨城県拠点	TEL221-2186
JA水戸	上中妻 センター	TEL251-8621
	那珂川 購買センター	TEL229-7391
	酒門 センター	TEL247-4918
	常澄 センター	TEL269-2430
水戸市	農政課 振興係	TEL232-9181

作物の栽培技術について

茨城県県央農林事務所	地域普及第一課	TEL227-1521
------------	---------	-------------

水稲、麦、大豆等の共済関係について

いばらき広域農業共済組合	TEL306-6720
--------------	-------------

土地の貸借について

水戸市 農政課 振興係	TEL232-9181
農業委員会事務局 農地係	TEL232-9264

農地中間管理事業について

公益社団法人 茨城県農林振興公社	TEL239-7131
一般財団法人 水戸市農業公社	TEL251-5532

認定農業者制度について

一般財団法人 水戸市農業公社	TEL251-5532
水戸市 農政課 振興係	TEL232-9181